

別表(第3条関係)

支 援 対 象 者 の 要 件	【共通要件】 1 町内に住所を有する認定新規就農者であること。 2 計画を提出する日の新規壮年就農者の年齢が50歳以上65歳未満であること。 3 前年の世帯の総所得が600万円未満であること。 4 農地の所有権又は利用権を有していること。 5 主要な農業機械・施設を所有し、又は借用していること。 6 生産物、生産資材等を新規壮年就農者の名義で出荷し、及び取引すること。 7 農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を新規壮年就農者の名義の通帳及び帳簿により管理すること。 8 農業経営に関する主宰権を有していること。 9 青年等就農計画が次に掲げる基準に適合すること。 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)により生計が成り立つ計画であること。 - イ 青年等就農計画の達成が実現可能であると見込まれること。 10 地域計画に位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれている者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。 11 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。 12 原則として新規就農者育成総合対策実施要綱(令和8年4月7日付け8経営第23号農林水産事務次官依命通知)別記2の第5就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等の2経営開始資金の(1)のキの(イ)から(オ)までに定める補助金等の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。 【経営継承の場合の追加要件】 1 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、開始すること。 2 支援金の交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地及び資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると町長が認めるものであること。 3 農業法人を継承する場合は、継承する農業法人が原則として世帯員のみで構成される法人であること。
----------------------------	--